

2011年5月31日  
郵便事業株式会社

## 東日本大震災寄附金配分団体の公募

この度の東日本大震災により被災された皆さま、そのご家族、関係の皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の皆さまにおかれましては、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）は、東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を支援するため、夏のおたより郵便葉書「東日本大震災寄附金付かもめ〜る」及び特殊切手「東日本大震災寄附金付」に付加された寄附金の配分を希望する団体の公募を平成23年7月1日（金）から開始いたします。

### 1 配分対象団体

次の条件を具備する団体とします。

- (1) 東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を行う「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に規定する特定被災地方公共団体であること。
- (2) この寄附金を、次により使用して行おうとする事業の実施計画を有する地方公共団体であること。
  - ア この寄附金を後記2の事業の実施に必要な費用に充てるものであること。
  - イ この寄附金を平成24年10月31日までに使用するものであること。

### 2 配分対象事業

申請できる事業分野は「風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業」（「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年11月14日法律第224号）に定められた10の事業分野の1つ）を行う特定被災地方公共団体とし、特に東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業を対象とします。

### 3 配分申請の受付期間

平成23年7月1日（金）から同年9月9日（金）まで（当日消印有効）

### 4 配分申請書類

本日より、日本郵政ホームページ（<http://www.japanpost.jp/pressrelease/post/index2.html>）及び日本郵便ホームページ（[http://www.post.japanpost.jp/whats\\_new/index.html](http://www.post.japanpost.jp/whats_new/index.html)）に掲載します。

**5 配分申請書類の送付先**

〒100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号  
郵便事業株式会社 経営企画部 環境・社会貢献室内 年賀寄附金事務局

(参考)

年賀寄附金ホームページ <http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

以 上

【添付】

[資料1 東日本大震災寄附金配分申請要領](#)

[資料2 東日本大震災寄附金配分申請書](#)